第三十九条　法別表第一の四十八の項の主務省令で定める事務は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和四十年法律第百号）第三条の特別弔慰金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務とする。

第四十条　法別表第一の四十九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　母子保健法（昭和四十年法律第四十一号）第十条の保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨に関する事務

二　母子保健法第十一条の新生児の訪問指導の実施に関する事務

三　母子保健法第十二条第一項の健康診査の実施又は同法第十三条の健康診査の実施若しくは健康診査を受けることの勧奨に関する事務

四　母子保健法第十五条の妊娠の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務

五　母子保健法第十六条第一項の母子健康手帳の交付に関する事務

六　母子保健法第十七条第一項の妊産婦の訪問指導の実施又は診察を受けることの勧奨に関する事務

七　母子保健法第十八条の低体重児の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務

八　母子保健法第十九条第一項の未熟児の訪問指導の実施に関する事務

九　母子保健法第二十条第一項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する事務

十　母子保健法第二十一条の四第一項の費用の徴収に関する事務

第四十一条　法別表第一の五十の項の主務省令で定める事務は、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第百九号）第三条第一項の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務とする。

第四十二条　法別表第一の五十三の項の主務省令で定める事務は、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第五十七号）第三条の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務とする。

第四十三条　法別表第一の五十四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）による補償（休業補償、障害補償年金及び遺族補償年金に限る。）の請求の受理又はその請求に係る事実についての審査に関する事務

二　地方公務員災害補償法第二十八条の二第一項の傷病補償年金の支給の決定に係る申請若しくは報告の受理又はその申請若しくは報告に係る事実についての審査に関する事務

三　地方公務員災害補償法による年金たる補償を受ける権利に係る申請、報告、届出若しくは請求の受理又はその申請、報告、届出若しくは請求に係る事実についての審査に関する事務

四　地方公務員災害補償法附則第五条の三第一項の障害補償年金前払一時金若しくは同法附則第六条第一項の遺族補償年金前払一時金の支給の申出の受理又はその申出に係る事実についての審査に関する事務

第四十四条　法別表第一の五十六の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）及び同法附則第二条第三項において適用し、又は準用する場合を含む。）若しくは第二項の児童手当若しくは特例給付（同法附則第二条第一項の給付をいう。次号及び第三号において同じ。）の受給資格及びその額についての認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務

二　児童手当法第九条第一項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の児童手当若しくは特例給付の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務

三　児童手当法第十二条第一項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の未支払の児童手当若しくは特例給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務

四　児童手当法第二十六条（同条第二項を除き、同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

五　児童手当法第二十八条（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の資料の提供等の求めに関する事務

六　児童手当法施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十三号）第一条の三の父母指定者の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第四十五条　法別表第一の五十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）による被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

二　雇用保険法第八条の被保険者となったこと若しくは被保険者でなくなったことの確認の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務

三　雇用保険法第十条第一項の失業等給付の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

四　雇用保険法による受給資格者に係る届出等（届出又は申出をいう。以下この号において同じ。）の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答に関する事務

五　雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第七十二条第一項の日雇労働被保険者任意加入の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

六　雇用保険法施行規則第百十五条第十八号の障害者雇用促進助成金の支給に関する事務

第四十六条　法別表第一の五十九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）による被保険者に係る申請等（申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。）の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務

二　高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務（前号に掲げるものを除く。）

三　高齢者の医療の確保に関する法律第五十六条の後期高齢者医療給付の支給に関する事務

四　高齢者の医療の確保に関する法律第六十九条第一項の一部負担金に係る措置に関する事務

五　高齢者の医療の確保に関する法律第九十二条の一時差止めに関する事務

六　高齢者の医療の確保に関する法律第百四条第一項の保険料の徴収又は同条第二項の保険料の賦課に関する事務

第四十七条　法別表第一の六十二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第七条の自立支度金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）第八条第一項の旧保険料免除期間若しくは新保険料免除期間とみなされた期間の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答に関する事務

三　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令第九条第一項の保険料の納付の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答に関する事務

四　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令第十二条、第十三条若しくは第十四条第一項の老齢年金の裁定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務

五　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令第十八条第一項の繰上げ年金の額の特例に係る改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務

六　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令第十九条第二項の老齢基礎年金等の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務